

第十四条 新法人税法第三十四条の規定は、法人が施行日以後にその支給に係る決議（当該決議が行われな
い場合には、その支給）をする給与について適用し、法人が施行日前にその支給に係る決議（当該決議が
行われない場合には、その支給）をした給与については、なお従前の例による。

2 十月新法人税法第三十四条の規定は、法人が平成二十九年十月一日以後にその支給に係る決議（当該決
議が行われない場合には、その支給）をする給与について適用し、法人が同日前にその支給に係る決議
（当該決議が行われない場合には、その支給）をした給与については、なお従前の例による。

3 施行日から平成二十九年九月三十日までの間にその支給に係る決議（当該決議が行われない場合には、
その支給）をする給与に係る新法人税法第三十四条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条
の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項第二号	若しくは新株予約権若しくは	若しくは
若しくは第五十四条の二第二項（新株予 約権を対価とする費用の帰属事業年度の 特例等）に規定する特定新株予約権を交	を交付する	

付する	
当該株式若しくは	当該株式又は
第五十四条第一項に	同項に
又は当該新株予約権若しくは当該特定新株予約権に係る第五十四条の二第一項に規定する承継新株予約権による	による
株式又は新株予約権	株式
口 株式を交付する場合 当該株式が市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式（当該内国法人又は関係法人が発行したものに限る。次号において「適格株式」という。）であること。	口 株式（第五十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式及び承継譲渡制限付株式を除く。）を交付する場合 当該株式が市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式（当該内国法人又は関係法人が発行したも

	ハ 新株予約権を交付する場合 当該新株予約権がその行使により市場価格のある株式が交付される新株予約権（当該内国法人又は関係法人が発行したものに限る。次号において「適格新株予約権」という。）であること。	のに限る。次号において「適格株式」という。）であること。
第一項第三号	適格株式又は適格新株予約権	適格株式
第一項第三号イ	若しくは株式若しくは新株予約権の数又は交付される新株予約権の数のうち無償で取得され、若しくは消滅する数	又は株式の数
(1) 第一項第三号イ	株式又は新株予約権	株式
第五項	若しくは新株予約権による給与及び第五	による給与

	十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは承継譲渡制限付株式又は第五十四条の二第一項に規定する特定新株予約権若しくは承継新株予約権による給与で無償で取得され、又は消滅する株式又は新株予約権の数が役務の提供期間以外の事由により変動するもの	
第七項	第一項第二号ロ及びハ	第一項第二号ロ

（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例等に関する経過措置）

第十五条 十月新法人税法第五十四条及び第五十四条の二の規定は、法人が平成二十九年十月一日以後にその交付に係る決議（当該決議が行われない場合には、その交付）をする十月新法人税法第五十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式並びに十月新法人税法第五十四条の二第一項に規定する特定新株予約権及び当該特定新株予約権に係る同項

に規定する承継新株予約権について適用し、法人が同日前にその交付に係る決議（当該決議が行われない場合には、その交付）をした第二条の規定（附則第一条第三号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この条において「十月旧法人税法」という。）第五十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式並びに十月旧法人税法第五十四条の二第一項に規定する新株予約権及び当該新株予約権に係る同項に規定する承継新株予約権については、なお従前の例による。

（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用に関する経過措置）

第十六条 新法人税法第五十七条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に他の者との間に当該他の者による同項に規定する特定支配関係を有することとなる場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額について適用し、法人が施行日前に他の者との間に当該他の者による旧法人税法第五十七条の二第一項に規定する特定支配関係を有することとなった場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額については、なお従前の例による。

(特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入に関する経過措置)

第十七条 新法人税法第六十条の三第一項の規定は、法人の同項に規定する特定支配日が施行日以後である場合における同項に規定する特定資産の同項に規定する譲渡等損失額について適用し、法人の旧法人税法第六十条の三第一項に規定する特定支配日が施行日前であつた場合における同項に規定する特定資産の同項に規定する譲渡等損失額については、なお従前の例による。

(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入に関する経過措置)

第十八条 新法人税法第六十二条の七の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する支配関係法人との間に支配関係があることとなる場合における同条第二項第二号に規定する特定保有資産の同条第一項に規定する特定資産譲渡等損失額について適用し、法人が施行日前に旧法人税法第六十二条の七第一項に規定する支配関係法人との間に支配関係があることとなつた場合における同条第二項第二号に規定する特定保有資産の同条第一項に規定する特定資産譲渡等損失額については、なお従前の例による。

(非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等に関する経過措置)

第十九条 新法人税法第六十二条の八第四項及び第七項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定

する非適格合併等について適用し、施行日前に行われた旧法人税法第六十二条の八第一項に規定する非適格合併等については、なお従前の例による。

（内国法人の中間申告に関する経過措置）

第二十条 十月新法人税法第七十一条第五項の規定は、平成二十九年十月一日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税について適用する。

（内国法人の確定申告書の提出期限の延長の特例に関する経過措置）

第二十一条 施行日前にされた旧法人税法第七十五条の二第一項の申請であつて、この法律の施行の際、同項の提出期限の延長又は同条第六項において準用する旧法人税法第七十五条第三項の却下の処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた旧法人税法第七十五条の二第一項の指定（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の指定を含む。）は、新法人税法第七十五条の二第一項第二号の指定とみなす。

（内国法人の欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置）

第二十二條 施行日前一年以内に終了した事業年度の所得に対する法人税につき確定申告書を施行日前に提出した内国法人の当該事業年度については、新法人税法第八十條第五項中「当該確定申告書」とあるのは「当該確定申告書の提出と同時に」と、「当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間（第五項に規定する中間期間をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に係る仮決算の中間申告書（第五項に規定する仮決算の中間申告書をいう。以下この項及び第三項において同じ。）とあるのは「平成二十九年四月三十日まで」と、「欠損金額に係る事業年度」とあるのは「災害損失欠損金額」とあるのは「当該欠損金額」とあるのは「当該災害損失欠損金額」と、「及び第三項において同じ。」に係る事業年度又は中間期間」とあるのは「において同じ。」と、「確定申告書又は仮決算の中間申告書」とあるのは「確定申告書」と、「場合（中間期間において生じた災害損失欠損金額について同項の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の中間申告書を提出した場合）」とあるのは「場合」として、同条（同項に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用に関する経過措置）

第二十三條 新法人税法第八十一條の十第一項の規定は、連結親法人が施行日以後に他の者との間に当該他

の者による同項に規定する特定支配関係を有することとなる場合における同項に規定する適用連結事業年度前の各連結事業年度において生じた同項に規定する連結欠損金額について適用し、連結親法人が施行日前に他の者との間に当該他の者による旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する特定支配関係を有することとなった場合における同項に規定する適用連結事業年度前の各連結事業年度において生じた同項に規定する連結欠損金額については、なお従前の例による。

(連結中間申告に関する経過措置)

第二十四条 十月新法人税法第八十一条の十九第八項の規定は、平成二十九年十月一日以後に納税義務が成立する連結中間申告書に係る法人税について適用する。

(連結確定申告書の提出期限の延長の特例に関する経過措置)

第二十五条 施行日前にされた旧法人税法第八十一条の二十四第一項の申請であつて、この法律の施行の際、同項の提出期限の延長又は同条第三項において準用する旧法人税法第七十五条第三項の却下の処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた旧法人税法第八十一条の二十四第一項の指定（施行日以後に前項の規定によりなお従

前の例によりされた同条第一項の指定を含む。）は、新法人税法第八十一条の二十四第一項第二号の指定とみなす。

（連結欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置）

第二十六条 施行日前一年以内に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税につき連結確定申告書を施行日前に提出した連結親法人の当該連結事業年度については、新法人税法第八十一条の三十一第五項中「当該連結確定申告書」とあるのは「当該連結確定申告書の提出と同時に」と、「当該各連結事業年度に係る連結確定申告書又は当該中間期間（第五項に規定する中間期間をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に係る仮決算の連結中間申告書（第五項に規定する仮決算の連結中間申告書をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「平成二十九年四月三十日まで」と、「連結欠損金額に係る連結事業年度」とあるのは「災害損失欠損金額」とあるのは「当該連結欠損金額」とあるのは「当該災害損失欠損金額」と、「及び第三項において同じ。）に係る連結事業年度又は中間期間」とあるのは「において同じ。）」と、「場合（中間期間において生じた災害損失欠損金額について同項の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の連結中間申告書を提出した場合）」とあるのは「場合」として、同条（同項に

係る部分に限る。）の規定を適用する。

（外国法人の中間申告に関する経過措置）

第二十七条 十月新法人税法第四百四十四条の三第五項の規定は、平成二十九年十月一日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税について適用する。

（外国法人の確定申告書の提出期限の延長の特例に関する経過措置）

第二十八条 施行日前にされた旧法人税法第四百四十四条の八において準用する旧法人税法第七十五条の第二項の申請であつて、この法律の施行の際、同項の提出期限の延長又は同条第六項において準用する旧法人税法第七十五条第三項の却下の処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた旧法人税法第四百四十四条の八において準用する旧法人税法第七十五条の第二第一項の指定（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた旧法人税法第四百四十四条の八において準用する旧法人税法第七十五条の二第一項の指定を含む。）は、新法人税法第四百四十四条の八において準用する新法人税法第七十五条の二第一項第二号の指定とみなす。

(外国法人の欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置)

第二十九条 施行日前一年以内に終了した事業年度の所得に対する法人税につき確定申告書を施行日前に提出した外国法人の当該事業年度については、新法人税法第一百四十四条の十三第十一項中「当該確定申告書」とあるのは「当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間（第十一項に規定する中間期間をいう。以下第八項までにおいて同じ。）に係る仮決算の中間申告書（第十一項に規定する仮決算の中間申告書をいう。以下第八項までにおいて同じ。）」とあるのは「当該確定申告書の提出と同時に」とあるのは「平成二十九年四月三十日まで」と、「欠損金額に係る事業年度」とあるのは「災害損失欠損金額（第十一項）とあるのは「当該欠損金額に」とあるのは「当該災害損失欠損金額（第十一項）」と、「同じ。」に係る事業年度又は中間期間」と、「前一年」とあるのは「前一年（当該欠損事業年度に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書」とあるのは「同じ。」に」と、「前一年」とあるのは「前一年（当該欠損事業年度に係る確定申告書」と、「欠損金額に係る事業年度」とあるのは「災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間」と、「前一年」とあるのは「前一年（当該欠損事業年度に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書）」と、「前一年」とあるのは「前一年（当該欠損事業年度に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書）」とあるのは「当該欠損金額に」とあるのは「当該災害損失欠損金額に」と、「前一年」とあるのは

は「前一年（当該欠損事業年度に係る確定申告書）」と、「当該確定申告書」とあるのは「当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の中間申告書」と、「欠損金額に係る事業年度」とあるのは「災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間」と、「前一年」とあるのは「前一年（当該欠損事業年度に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書）」とあるのは「当該確定申告書の提出と同時に」とあるのは「平成二十九年四月三十日まで」と、「当該欠損金額に」とあるのは「当該災害損失欠損金額に」と、「前一年」とあるのは「前一年（当該欠損事業年度に係る確定申告書）」と、「及び第七項」とあるのは「から第八項までの規定」と、「場合（中間期間において生じた災害損失欠損金額について第一項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の中間申告書を提出した場合）」とあるのは「場合」と、「第八項中「連続して青色申告書である」とあるのは「連続して」と、「青色申告書である確定申告書（期限後申告書を除く。）をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）」とあるのは「確定申告書を提出した場合（中間期間において生じた災害損失欠損金額について第二項の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算

の中間申告書を提出した場合)」と読み替える」とあるのは「読み替える」として、同条（同項に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（地方法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 第三条の規定による改正後の地方法人税法第十六条第九項の規定は、平成二十九年十月一日以後に納税義務が成立する地方法人税中間申告書に係る地方法人税について適用する。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条 第四条の規定による改正後の相続税法（以下この条において「新相続税法」という。）第一条の三及び第一条の四の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

2 施行日から平成三十四年三月三十一日までの間に非居住外国人（施行日から相続若しくは遺贈又は贈与の時まで引き続き新相続税法の施行地に住所を有しない者であつて日本国籍を有しないものをいう。）か

ら相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した場合において、当該財産を取得した者が当該財産を取得した時において新相続税法の施行地に住所を有しない者であつて日本国籍を有しないものであるときに
おける新相続税法第一条の三第一項第二号口又は第一条の四第一項第二号口の規定の適用については、新
相続税法第一条の三第一項第二号口中「又は非居住被相続人」とあるのは「非居住被相続人又は非居住
外国人（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号）附則第三十一条第二項に
規定する非居住外国人をいう。次条第一項第二号口において同じ。」と、新相続税法第一条の四第一項
第二号口中「又は非居住贈与者」とあるのは「非居住贈与者又は非居住外国人」とする。

3 新相続税法第四十一条第二項及び第五項の規定は、施行日以後に新相続税法第四十二条第一項（新相続
税法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第二項の規定により物納の許
可を申請する場合について適用し、施行日前に第四条の規定による改正前の相続税法（以下この条におい
て「旧相続税法」という。）第四十二条第一項（旧相続税法第四十五条第二項において準用する場合を含
む。）又は第四十八条の二第二項の規定により物納の許可を申請した場合には、なお従前の例によ
る。

- 4 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）附則第三条に規定する登録社債等については、旧相続税法第四十一条（旧相続税法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。
- 5 新相続税法第六十四条第四項の規定は、平成二十九年十月一日以後に行われる同項に規定する合併等について適用し、同日前行われた旧相続税法第六十四条第四項に規定する合併等については、なお従前の例による。

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

- 第三十二条 第六条の規定による改正後の消費税法第二十五条の規定は、施行日以後の同条に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の異動について適用し、施行日前の第六条の規定による改正前の消費税法第二十五条に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の異動については、なお従前の例による。

（酒税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

- 第三十三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成三十二年十月一日前に課した、又は課すべきで

あつた酒税については、なお従前の例による。

(その他の発泡性酒類の範囲に関する経過措置)

第三十四条 平成三十二年十月一日から平成三十八年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保稅地域(關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条に規定する保稅地域をいう。以下同じ。)から引き取られるその他の発泡性酒類(第七条の規定による改正後の酒稅法(以下「新酒稅法」という。))第三条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類をいう。)に係る同号の規定の適用については、同号ハ中「十一度」とあるのは、「十度」とする。

(酒類の製造免許等に関する経過措置)

第三十五条 第七条の規定による改正前の酒稅法(以下「旧酒稅法」という。))の規定により発泡酒とされていたもののうち、新酒稅法の規定によりビールとして分類される酒類につき旧酒稅法の規定により製造免許又は販売業免許(以下この条において「製造免許等」という。))を受けていた者は、平成三十年四月一日に、新酒稅法の規定によりビール(新酒稅法第三条第十二号に規定するビールのうち、旧酒稅法第三条第十八号に規定する発泡酒に該当するものに限る。))の製造免許等を受けたものとみなす。

2 旧酒税法の規定により甘味果実酒又はスピリッツとされていたもののうち、新酒税法の規定により果実酒又はブランデーとして分類される酒類につき旧酒税法の規定により製造免許等を受けていた者は、平成三十年四月一日に、新酒税法の規定により果実酒（新酒税法第三条第十三号ホに掲げるものに限る。）又はブランデー（同条第十六号に規定するブランデーのうち、旧酒税法第三条第二十号に規定するスピリッツに該当するものに限る。）の製造免許等を受けたものとみなす。

3 旧酒税法の規定によりその他の醸造酒、スピリッツ、リキュール又は雑酒とされていたもののうち、新酒税法の規定により発泡酒として分類される酒類につき旧酒税法の規定により製造免許等を受けていた者は、平成三十五年十月一日に、新酒税法の規定により発泡酒（新酒税法第三条第十八号ロ及びハに掲げるものに限る。）の製造免許等を受けたものとみなす。

4 新酒税法第十条（第七号に係る部分に限る。）の規定の適用については、第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法（以下「旧国税犯則取締法」という。）第十四条第一項の規定による通告処分は、第八条の規定による改正後の国税通則法（以下「新国税通則法」という。）第百五十七条第一項の規定による通告処分とみなす。

5 第一項から第三項までの場合において、旧酒税法の規定による製造免許等に期限又は条件が付されているときは、当該期限又は条件は、新酒税法の規定による製造免許等に付されたものとみなす。

（発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例）

第三十六条 平成三十二年十月一日から平成三十五年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる発泡性酒類（新酒税法第三条第三号に規定する発泡性酒類をいう。以下附則第三十九条までにおいて同じ。）及び醸造酒類（新酒税法第三条第四号に規定する醸造酒類をいう。以下附則第三十九条までにおいて同じ。）に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 発泡性酒類 二十万円

二 醸造酒類 十二万円

2 前項の発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項並びに前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 発泡酒（原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上のものでアルコール分が十度未満のものに限る。） 十六万七千二百二十五円

二 発泡酒（原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のものに限る。） 十三万四千二百五十円

三 その他の発泡性酒類（附則第三十四条の規定により読み替えて適用される新酒税法第三条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類をいう。次号及び第五項第三号において同じ。）（旧酒税法第二十三条第二項第三号イ及びロに掲げるものに該当するものに限る。） 十万八千円

四 その他の発泡性酒類（ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部としたものを除く。） 八万円

3 第一項の醸造酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項の規定及び第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 清酒 十一万円

二 果実酒 九万円